

次のとおり公募型プロポーザルの実施について公告する。

令和 7 年 11 月 4 日

安芸太田町長 橋 本 博 明

1 プロポーザルの目的

本町では、令和 8 年度からの安芸太田町加計学校給食共同調理場の調理等業務を委託するにあたり、責任をもって安全・安心で魅力のある給食が提供できるよう、優れた技術力を活用し効率的に給食調理・配送・洗浄等の各種業務が履行できる事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。それら提案された内容を審査の上、委託業者を決定する。

2 業務概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名 | 安芸太田町加計学校給食共同調理場調理等業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 安芸太田町加計学校給食共同調理場
安芸太田町大字加計 5097 番地 |
| (3) 業務内容 | 仕様書（別紙参照）に示すとおり |
| (4) 委託期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、業務の履行状況を審査し、契約の解除に該当する問題がなければ、令和 11 年 3 月 31 日まで継続して契約を行う。 |
| (5) 業務費用 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの合計
88,030,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度額とする。
【内訳】各年度の限度額 29,343,600 円 |
| (6) 受託業者の選考方法 | 最も優れた提案をした業者を選定する |
| (7) 提出先 | 安芸太田町教育委員会
〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計 5908 番地 2
電 話：(0826) 22-1212
F A X：(0826) 22-1166
メール：koyoiku@town.akiota.lg.jp |

3 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 共通事項

- ① これまでに学校給食調理業務の受託実績を 3 年以上有していること。又は、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）で定められている同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設における調理業務の受託実績を 5 年以上

有し、かつ現在、集団給食施設での調理業務の受託契約を締結していること。

- ② 広島県内に本社、支社、営業所及び事務所のいずれかを有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ④ 税（国税、県税及び町税）を滞納していないものであること。
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始をしていないものであること。
- ⑦ 当該業務の公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県又は安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。

（2）競争入札参加資格に関する事項

本町の競争入札参加資格（物品等）において、次の要件を満たしていること。

営業品目：給食

4 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
公募開始	11 月 4 日（火）	HP で周知
現場見学会	11 月 25 日（火）	時間は別途周知
質問書提出期限	12 月 1 日（月）午後 5 時まで	メール等で提出可
質問書に対する回答	12 月 8 日（月）以降	
参加申込書提出期限	12 月 15 日（月）午後 5 時まで	
提案書提出期限	12 月 25 日（木）午後 5 時まで	
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 1 月 20 日（火）※	状況により変更の場合あり
選考結果通知	令和 8 年 1 月 26 日（月）以降	状況により変更の場合あり

※ 「参加資格確認結果通知」にて確定した日程を通知する

※ 本町の都合により日程を変更することがある。その際には別途通知する。

5 現地見学会

現地見学を希望する事業者は、令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 4 時までに F A X によりつぎのとおり提出すること。

（1）日時 令和 7 年 11 月 25 日（火） 午前 9 時から 2 時間程度

（2）申込先

安芸太田町加計学校給食共同調理場

TEL：(0826) 22-0382 （FAX）：(0826) 22-2335

（3）留意事項

- ① 現地見学会参加申込書（様式 2 号）の送信時には、必ず電話で確認すること。
- ② 参加人数は、1 事業者につき 2 名以内とする。

- ③ 参加者の車両については、1事業者について1台分を加計中学校体育館前に駐車許可する。なお、付近の道路への駐車は絶対にしないこと。
- ④ 参加者は、当日必ず検便の検査結果（直近1カ月以内）、清潔な白衣、帽子、上履き、名刺を持参すること。
- ⑤ 設備機器等には手を触れないこと。写真等の撮影はおこなわないこと。
- ⑥ 見学にあたっては、町職員の指示に従い、調理員には話しかけないこと。
- ⑦ 施設見学時は特に説明は行わない。

6 質問の受付と回答

業務の内容等の質問がある場合は、書面（任意様式）により提出すること。（簡易的なものについては、電話可）

（1）質問書の提出期限

令和7年12月1日（月）午後5まで

（2）提出先 前記2項（7）に同じ

（3）提出方法 電子メール

（4）回答方法 令和7年12月8日（月）午後5時までにメールにて回答する。

（簡易的なものについては随時口頭で回答）

7 参加意向申込受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加希望書を提出すること。

（1）提出書類

① プロポーザル参加意向申出書（様式1）

② 会社概要（既存のもので可）正本1部

③ 商業登記簿謄本（写しも可）

④ 印鑑証明書（原本）

⑤ 納税証明書：国税、県税、町税の未納がないことの証明（写しも可）

⑥ 業務の実績に関する資料（A4判・任意様式）

過去5年間における「3参加資格（1）①」の要件を満たした受託実績について、可能な範囲ですべて記載すること

（2）提出期限

令和7年12月15日（月）午後5時まで

（3）提出先 前記2項（7）に同じ

（3）提出方法

持参または郵送等とする。

郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限る。

（5）参加希望選定結果の通知

事業所概要等を基に数者を選定（第1次審査）し、令和7年12月24日（水）午後5時までにFAX又は電子メールにより通知する。（選定された者は以下「プロポーザル参加者」とい

う。)

なお、選定基準の詳細は非公表とし、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(6) プロポーザル参加者の選定基準

- ① 基本事項（提出書類の適正）
- ② 事業実績（地域精通度、業務実績等）

※ 提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

8 提案書の提出方法

提案書は次により提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書
- ② 従事者の配置計画
- ③ 見積及び概算明細書

(2) 提出部数

- ①・②原本1部、副本10部、③原本1部

※ 原本には事業所名が確認できる表紙を付すこと。（任意様式）

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）午後5時まで

(4) 提出先 前記2項（7）に同じ

(5) 提出方法

前記7項（3）に同じ。

9 提案書の作成方法

提案書はつぎにより作成すること

(1) 共通事項

- ① A4版の任意様式とし、文字の大きさは11ポイント以上とする。
- ② イラスト、イメージ図の使用等文章表現は自由とする。
- ③ 片面記載とすること。
- ④ 事業所名等提案者が判別できるものは記載しないこと。

(2) 提案（実施方針）の内容

次の課題について記載すること

- ① 業務受託者としての姿勢、特に重視する業務実施上の配慮事項
- ② 保育所・学校給食に関する基本的考え・役割
- ③ 業務履行体制
- ④ 安全・衛生管理体制
- ⑤ 従事者の研修体制
- ⑥ 危機管理体制（リスク管理等）
- ⑦ 町との連携方法や協議の進め方（協力体制含む）

⑧ その他独自の提案内容

10 審査基準

審査基準は下記のとおり

(1) 質問書の提出期間

令和7年12月1日（月）午後5時まで

安芸太田町加計学校給食共同調理場調理等業務委託公募型プロポーザル審査基準表

評価項目	評価の視点	評価の視点のポイント（審査の着眼点）	配点
基本的考え方	・ 保育所・学校給食に対する考え ・ 保育所・学校給食が担う役割等	・ 保育所・学校給食特有の対応・考え ・ 保育所・学校給食の意義と役割への理解	10
業務実施体制	・ 業務を円滑に実施するための体制 ・ 人材確保策 ・ 作業工程等の確認	・ 組織、人員体制、勤務体制、雇用形態、資格者の状況 ・ 安定した人材確保の方策 ・ 作業工程、作業導線作成能力	15
安全・衛生管理体制	・ 安全・衛生管理の基本的考え ・ 食中毒、異物混入防止策 ・ アレルギー対応 ・ 健康管理体制 ・ 備品・機器類の管理体制	・ 学校給食管理基準等対応、独自対応マニュアル作成 ・ 具体的な防止、改善策及び、発生時等の対応等 ・ アレルギー対応食等の対応、対策 ・ 従事者の衛生・健康管理体制・熱中症対策 ・ 備品・機器類等の取り扱い指導、故障した場合の考え	25
教育・研修体制	・ 従事者の資質向上策	・ 研修実施方法、内容	10
危機管理体制	・ リスク管理 ・ 人的管理	・ 想定（災害・トラブル・感染症等）内容・防止策 ・ 支援体制及び報告、連絡、相談体制	10
町（学校等）への協力体制	・ 食育への理解・協力策 ・ 献立作成、食材発注・管理 ・ 調理場管理	・ 町、学校等の推進する食育教育への理解、支援内容 ・ 献立作成・食材検収への協力・支援内容 ・ 町の行う部分の調理場管理への協力内容	15
独自提案内容	・ 専門的分野からの提案内容	・ 町にとって、具体的に有益かつ実現可能な提案	10
給食調理業務に関する評価計（95点）			95
給食調理実績に課する評価	・ 学校給食調理業務の実績	・ 学校給食受託3年以上5施設（10点）	10
	・ 大量調理施設調理業務の実績	・ 大量調理施設受託実績5年以上5施設（10点）	10
調理業務受託実績に関する評価計（20点）			20
提案価格に関する評価	・ 価格提案書の記載額による評価	・ 価格審査点＝（最も低い提案額／当該提案額） ×10点	10
提案価格に関する評価計（10点）			10
評価点合計（125点）			125

11 審査及び優先交渉権者の特定等について

「プロポーザル審査委員会」において審査を行い、優先交渉権者を特定する。特定された優

先交渉権者に対しては、原則として当該業務を委託するものとするが、優先交渉権者との間で契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(1) 審査に伴うヒアリングの実施

- ① 提案書を基に、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。
- ② 提案者が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ ヒアリング日時等詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。
- ④ 説明者は3名以内とする。
- ⑤ パワーポイント等の使用は認めるが、電源以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。
- ⑥ ヒアリングは1プロポーザル参加者約30分（説明20分、質疑10分程度）を予定し、順次個別に行う。（時間については変更する場合がある。）

(2) 審査

- ① 提出された提案書、見積書及びヒアリング内容を審査（第2次審査）し、当該業務の委託に最も適していると認められるプロポーザル参加者を優先交渉権者として特定する。
- ② 審査委員会委員の持ち点（125点）を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、契約候補者として特定しない。
- ③ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、「給食調理業務に関する評価点」の合算が高いプレゼンテーションを優先とする。その項目も同点であった場合は、審査委員の合議により優先者を決定する。
- ④ 特定したプロポーザル参加者に次いで当該業務の委託に適していると認められる者を次点の者として特定する。（その後も同様とする。）
- ⑤ 審査結果（審査の詳細は除く。）については全プロポーザル参加者に通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 契約交渉における注意事項

- ① 提案書に記載した履行体制は、原則として変更できないものとする。
- ② 発注者は提案内容に拘束されないものとする。
- ③ 発注者は契約時に、仕様書等契約に必要な書類の作成を求めることができるものとする。

1.2 参加希望書・提案書の取り扱い

- (1) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出後は返却しない。
- (3) 著作権はそれぞれの提出者に帰属する。
- (4) 提出者に無断で使用しない。
- (5) 公平性及び透明性の確保のため必要が生じたときは公表する場合がある。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルに関わる一切の費用については、各書類提出者の負担とする。

(2) 次に該当した場合は、参加希望書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

ア 参加希望書又は提案書に虚偽の記載をした場合

イ この公告に定める各事項に違反した場合

ウ その他不正又は不誠実な行為があった場合

令和 年 月 日

プロポーザル参加希望書

安芸太田町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス
担 当 者 氏 名

印

安芸太田町加計学校給食共同調理場の調理等業務に係るプロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては次の事項を誓約します。

- 1 資格要件を満たしていること。
- 2 提出書類の記載事項は事実と相違ないこと。
- 3 公告に記載された各事項を遵守すること。

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

安芸太田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス
担当者氏名

印

安芸太田町加計学校給食共同調理場の調理等業務に係るプロポーザル実施に先立ち、下記の者を現地見学会に参加させたいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、要項に定める留意事項のほか、町職員の指示に従い見学を行うことを誓約します。

● 現地見学会参加者

氏 名